

## 裁定申請手数料

手数料の名称	金額
①特定所有者不明土地の土地 使用権等取得裁定申請手数料 (地域福利増進事業)	損失の補償金の見積額が10万円以下の場合 27,000円
	損失の補償金の見積額が10万円を超え100万円以下の場合 27,000円に損失の補償金の見積額の10万円を超える部分が 5万円に達するごとに2,700円を加えた金額
②特定所有者不明土地の土地 等使用権存続期間延長裁定 申請手数料 (地域福利増進事業)	損失の補償金の見積額が100万円を超え500万円以下の場 合 75,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える 部分が10万円に達するごとに3,400円を加えた金額
	損失の補償金の見積額が500万円を超え2,000万円以下の 場合 211,600円に損失の補償金の見積額の500万円を超え る部分が100万円に達するごとに3,500円を加えた金額
③特定所有者不明土地の収用 又は使用の裁定申請手数料 (土地収用法の特例)	損失の補償金の見積額が2,000万円を超え1億円以下の場 合 264,100円に損失の補償金の見積額の2,000万円を超え る部分が400万円に達するごとに4,800円を加えた金額
	損失の補償金の見積額が1億円を超える場合 360,100円

### 裁定申請手数料の免除について

申請する者が国(土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)以外の法令の規定により法第125条第1項の国とみなされる者を含む。)又は北海道(法以外の法令の規定により法第125条第1項の都道府県とみなされる者のうち道内に所在する者を含む。)である場合は当該手数料を免除する。